**平成２７年（フ）第７５号**
青森県弘前市大字三和字下池神74番地２
破産者　澤田　綾子
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

**平成２７年（フ）第６１号**
神奈川県小田原市南板橋２丁目240番地　下田アパート１号
破産者　渡邉　正一
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２６年（フ）第２７４号**
奈良県天理市指柳町273－１　レオパレスコートタニ　204号室、開始決定時の住所奈良県磯城郡川西町大字結崎862番地の39
破産者　小川　純一
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２７年（フ）第５０号**
奈良県葛城市八川79番地１　パセオパークサイドＢ棟107号、開始決定時の住所奈良県高市郡高取町大字清水谷1300番地529
破産者　髙井　信宏
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２７年（フ）第５１号**
奈良県橿原市醍醐町436－１　ナッシュエイ86－402、住民票上の住所奈良県高市郡高取町大字清水谷1300番地529
破産者　髙井　　桂
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２７年（フ）第１１８号**
奈良県北葛城郡上牧町大字上牧816－１－914、住民票上の住所奈良県大和高田市大字池田28番地４
破産者　花田　貢一
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２７年（フ）第９６０号**
札幌市東区東苗穂14条２丁目20番21号
破産者　上島　考司
1　決定年月日　平成27年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第２３号**
秋田県大仙市協和下淀川字中里53番地
破産者　加藤　　力
1　決定年月日　平成27年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

**平成２７年（フ）第２４号**
秋田県仙北郡美郷町六郷字馬場６番地14
破産者　籠谷　直美
1　決定年月日　平成27年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

**平成２７年（フ）第４５５号**
さいたま市西区大字二ツ宮597番地７
破産者　佐藤　秀子
1　決定年月日　平成27年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２７年（フ）第６１７号**
埼玉県川口市元郷４丁目８番15号メゾンフローラ105号
破産者　森　　孝治
1　決定年月日　平成27年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２６年（フ）第３０号**
埼玉県比企郡小川町大字大塚462番地４
破産者　安井　和恵（旧姓清水）
1　決定年月日　平成27年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２７年（フ）第５１号**
埼玉県熊谷市宮町１丁目149番地
破産者　廣瀬　天彦
1　決定年月日　平成27年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２７年（フ）第２５６号**
川崎市麻生区はるひ野５丁目12番８号
破産者　安蘇　孝典
1　決定年月日　平成27年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２７年（フ）第４０号**
長野県北安曇郡松川村5701番地３
破産者　熊野　義正
1　決定年月日　平成27年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

**平成２６年（フ）第１７４１号**
愛知県瀬戸市北浦町３丁目27番地の４
破産者　チェリッシュドゥ岡崎こと　上岡　康久
1　決定年月日　平成27年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第３４９号**
名古屋市熱田区六野２丁目７番17―204号（神宮東パークハイツ）
破産者　鈴木　　聡
1　決定年月日　平成27年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第８５４号**
名古屋市中川区十一番町３丁目５番地の３
コーポラスイレブンＢ棟203号
破産者　安田　幸三
1　決定年月日　平成27年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部